４―２中「その近傍」の下に「（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）」を加える。

５―２中「その近傍」の下に「（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）」を加える。

６―２中「その近傍」の下に「（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）」を、「販売場所」の下に「（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁）」を加える。

６―３中「ビデオテープレコーダーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」を「ビデオテープレコーダーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」に、「22」を「27」に改める。

６―４中「22」を「27」に改める。

７―２中「その近傍」の下に「（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）」を、「販売場所」の下に「（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁）」を加える。

７―４中「22」を「27」に改める。

７―５中「22」を「27」に改める。

８―１中「適用しないこととする」を「適用しない」に、イ及びロを次のように改める。

イ　多段階評価

ロ　省エネルギーラベル

８―１のロの次に次のように加える。

ハ　年間の目安電気料金

８―２の（４）を（５）とし、（３）を（４）とし、（２）を（３）とし、（１）を（２）とし、（２）の前に次のように加える。

（１）８―１のイに掲げる多段階評価は、８―３の多段階評価基準に基づくものとする。

８―２中「イに掲げる省エネルギーラベル」を「ロに掲げる省エネルギーラベル」に、「８―１のロ」を「８―１のハ」に、「８―３の」を「８―４の」に、「イ及びロに掲げる事項については」を「イからハに掲げる事項については、別に定める様式により」に改め、「その近傍」の下に「（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）」を、「販売場所」の下に「（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁）」を加え、「８―４の」を「８―５の」に改める。

８―４を８―５とし、８―３を８―４とし、８―２の次に次のように加える。

８―３　多段階評価基準

日本工業規格Ｃ9901に基づく省エネルギー基準達成率が、次の表の右欄に該当する機器は、同表の左欄に掲げる多段階評価とする。

多段階評価	省エネルギー基準達成率
★★★★★	216パーセント以上
★★★★	177パーセント以上216パーセント未満
★★★	139パーセント以上177パーセント未満
★★	100パーセント以上139パーセント未満
★	100パーセント未満

８―４中「22」を「27」に改める。

８―５中「22」を「27」に改める。

９―２中「その近傍」の下に「（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）」を加える。

10―２中「イ及びハ」を「イ及びロ」に改め、「その近傍」の下に「（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）」を、「販売場所」の下に「（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁）」を加える。

10―３中「ガス調理機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」を「ガス調理機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」に改める。

11―２中「イ及びハ」を「イ及びロ」に改め、「その近傍」の下に「（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）」を、「販売場所」の下に「（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁）」を加える。

11―３中「ガス温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」を「ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」に改める。

12―２中「イ及びハ」を「イ及びロ」に改め、「その近傍」の下に「（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）」を、「販売場所」の下に「（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁）」を加える。

12―３中「石油温水機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」を「石油温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」に改める。

13―２中「別に定める様式により製品本体又はその近傍」を「別に定める様式により、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）」に改め、「販売場所」の下に「（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁）」を加える。

13―４中「電気便座の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」を「電気便座のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」に、「22」を「27」に改める。

13―５中「電気便座の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」を「電気便座のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」に、「22」を「27」に改める。

14―１中「当該ジャー炊飯器の年間の目安電気料金を表示することとする。」を「当該ジャー炊飯器に関する次の事項を表示することとする。」に改め、「適用しない。」の次に次のように加える。

イ　省エネルギーラベル

ロ　年間の目安電気料金

14―２を次のように改める。

⑴　14―１のイに掲げる省エネルギーラベルは、日本工業規格Ｃ9901に基づくものとする。

⑵　14―１のロに掲げる年間の目安電気料金は、14―３の方法により算出したものを有効数字３桁（ただし、10円未満の端数があるときは、これを四捨五入したもの。）で表したものとする。

⑶　14―１のイ及びロに掲げる事項については、製品本体又はその近傍（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁の当該製品の近傍）に表示することとする。

⑷　14―１のロに掲げる年間の目安電気料金を表示するに当たっては、販売場所（インターネットによる販売については、製品が掲載されている頁）において14―４の注意事項をあわせて情報提供することとする。